

# 重要事項説明書

幼保連携型認定こども園  
豊橋市立こじかこども園

## 豊橋市立こじかこども園重要事項説明書

### 1 事業者

名 称	豊橋市
代表者の氏名	豊橋市長 長坂 尚登
所 在 地	愛知県豊橋市今橋町1番地
電 話 番 号	0532-51-2315 (保育課)
条例の目的に 定めた事業	第2種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営

### 2 こども園の概要

名 称	豊橋市立こじかこども園
所 在 地	愛知県豊橋市植田町字一本木116番地の151
電 話 番 号	0532-25-3165
事業開始年月日	平成29年4月1日
施設長の氏名	園長 平尾 加依
利 用 定 員	1号認定……15名 2号認定……90名 3号認定……60名
教育・保育の内容	乳児保育、特別支援保育、延長保育、休日保育
職員への研修の 実 施 状 況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるため、全ての職員に実施
嘱 託 医	内科・小児科医：大林こどもクリニック 大林 幹尚 歯科医：朝倉歯科医院 朝倉 幹晴

### 3 施設の概要

敷地面積	3,190.28 m <sup>2</sup>
建 物	鉄骨造2階建 延べ床面積：1,526.86 m <sup>2</sup>
施設の内容	保育室・乳児室・ほふく室・調理室・沐浴室・遊戯室・屋外運動場
設備の内容	太陽光発電システム・冷暖房

### 4 施設の目的

子ども・子育て支援法に示す基本理念を踏まえつつ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び関係法令並びに関係条例を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身等の状況に応じた教育・保育の提供を行う。

## 5 運営の方針

視る・聴く・感じる力を大切にしながら、生きる力の基礎を育みます。

## 6 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	員数	職務内容
園長	1人	職員の管理及び業務の一元的管理
主幹保育教諭	2人	保育業務の統括、保育士指導、園長の補佐
保育教諭	29人	全体的な計画及び指導計画の立案及び保育
医療的ケア児看護師	2人	医療的ケア児の健康管理とケア
調理員	3人	献立に基づく調理業務及び食育活動
嘱託医	1人	園児の健康診断や健康相談等
嘱託歯科医	1人	園児の歯科健診や口腔衛生指導等
嘱託薬剤師	1人	園内の環境衛生の維持等





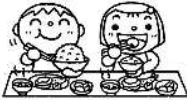

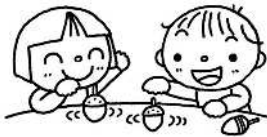
## 7 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時45分から午後7時00分（土曜日午後6時00分）
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

## 8 年間行事

月	行事内容
4	◎入園式・進級式 ◎こいのぼり会
5	◎春のおべんとうデー ◎お楽しみ会 ◎内科健診
6	◎保育参観・懇談会 ◎歯科健診 ◎お楽しみ会 ◎プール開き
7	◎七夕会
8	◎お楽しみ会
9	◎お楽しみ会
10	◎キッズフェスタ（からだをつかってあそぼう） ◎内科健診 ◎お楽しみ会 ◎保育参加（0・1歳児）10月・11月・1月
11	◎秋の遠足 ◎お楽しみ会
12	◎キッズフェスタ（表現遊びを楽しもう） ◎もちつき会 ◎クリスマス会
1	◎お楽しみ会
2	◎まめまき会 ◎保育参観
3	◎ひなまつり会 ◎おわかれ会 ◎おわかれ遠足 ◎修了式 ◎卒園式

9 毎日の流れ

時 間	0・1・2歳児	(満3歳)・3・4・5歳児	
	3号認定	2号認定	1号認定
7:45	早朝保育	早朝保育	
8:30	登 園		
9:00		遊 び	
9:15	おやつ	遊 び	
9:30	遊 び		
11:00	給 食		
12:00	午 睡	給 食	
13:30		遊 び	降 園
14:00	おやつ	おやつ	預かり保育
	遊 び	遊 び	
	降 園	降 園	
16:30 ～	短時間認定 → 延長保育 標準時間認定 → 長時間保育		
18:45 ～ 19:00	標準時間認定 → 延長保育		

## 10 給食

給食の方針	
	給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を提供します。天然素材のダシを使い、野菜を中心に栄養バランスを考えた献立を取り入れています。
昼食・おやつ	
	毎月月末に翌月の献立表を登降園管理システム上に掲載します。
アレルギーなどへの対応	
	アレルギーが疑われる場合、アレルギー疾患生活管理指導表を提出してください。個別にご相談の上、生活管理指導表に基づき当園で可能な物は、除去して対応します。
衛生管理	
	調理員及び主幹保育教諭、乳児担当職員は、毎月検便を行っています。保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

## 11 入園時に必要な書類

1	住居を確認するもの
2	保護者の連絡先を明示するもの
3	園児の体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録、アレルギーなど）
4	園児の嗜好や生活習慣を知るもの

## 12 保護者とこども園の連絡について

連絡帳等の活用	
	子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分コミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、登降園管理システムの連絡帳を活用します。体温、体調、食事、排便状況など、子どもの家庭での様子をお知らせください。
園だより・クラスだよりの発行	
	行事や連絡事項、注意事項などをお知らせする園だより・クラスだよりを、毎月1回発行します。登降園管理システム上に掲載します。

## 13 保護者会

保護者からご意見を頂いたり、意見を交換する場として、保護者の自主運営による保護者会があります。年に1回総会があり、保護者会主催の行事内容などについてお知らせします。
--

#### 1.4 健康診断・歯科健診

健康診断	年2回、嘱託医が健診し、健診の結果を診断結果通知書でお知らせします。また、毎月1回、身長・体重の測定を行い、結果をお知らせします。
歯科健診	年1回、嘱託歯科医が健診し、健診の結果を診断結果通知書でお知らせします。
その他	園児の日頃の様子で心配なことがありましたら、ご相談ください。

#### 1.5 保護者の負担

	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	保護者負担はありません。		市が定める市町村民税（所得割額）に応じた保育料をお支払いください。 別途、「保育料決定通知書」を郵送します。 お支払いは原則口座振替となります。
実費負担	<p>○給食費 日額 240 円 （副食費免除の方 日額 40 円）</p> <p>・平日の利用 日額×平日の給食提供日 なお、4月～8月と10月～2月については、毎月 5,000 円（副食費免除の方 月額 900 円）を徴収し、9月と3月で調整し精算します。</p> <p><u>※1号認定は、8月の徴収を行いません。</u></p> <p>・土曜日の利用 土曜保育の利用日数分を徴収 日額 240 円（副食費免除の方 日額 40 円）</p> <p>○絵本代（月額）450 円程度</p> <p>○園服、体操服（帽子含む）10,000 円程度</p> <p>○用品 3,000 円～5,000 円</p> <p>○行事費用 （必要に応じて別途通知）</p>		<p>○帽子代 1,000 円程度</p> <p>○おたより袋 270 円程度</p>
預り(延長)保育利用料	<p>平日午後 2:00 以降の預り保育利用</p> <p>午後 4:30 まで 400 円（1 日） 午後 4:30 以降 550 円（1 日）</p> <p>夏休み預り 午前 9:00～午後 2:00 800 円（1 日）</p> <p>※新 2 号認定を受けた場合、申請により給付があります。</p>		
延長保育料		<p>・短時間認定 午後 4:30 以降</p>	<p>・標準時間認定 午後 6:45 以降</p> <p>150 円（1 日）</p>

## 1.6 園の利用に際し留意していただくこと

登園時間	
	登園は9時までをお願いします。
欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合	
	当日午前9時までに電話（TEL0532-25-3165）または、登降園管理システムで連絡してください。
お迎えが遅れる場合、いつもの保護者と違う場合	
	必ず、事前に連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認	
	園児の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または発熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前には、ご家庭で①食欲の有無②発熱の有無③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
感染症について	
	麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。
体調不良の場合	
	平熱からの発熱（37.5℃以上を目安）、その他体調不良（嘔吐・下痢など）がある場合には、登園を控えてください。また、登園後同様の症状となった場合にはお迎え等の連絡をさせていただく場合があります。
与薬について	
	医療行為にあたるため、原則として与薬は行えません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、お預かりし保育教諭が与薬します。その場合、くすり連絡票を書いていただきます。
登降園受付について	
	登降園時に、登降園管理システムで受付をしてください。

## 1.7 その他の留意事項

禁止事項	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は止めてください。
------	-----------------------------------

## 1.8 賠償責任保険の加入

全国市長会賠償責任保険に加入しています。			
1 事故	500,000,000 円	1 名につき	50,000,000 円

## 1.9 緊急時の対応

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、責任を持ってしるべき対処をします。あらかじめご了承ください。

### 緊急連絡通報先

#### \*嘱託医

内科・小児科：大林こどもクリニック 大林 幹尚

豊橋市草間町字東山 134-2 TEL 0532-39-0888

#### \*豊橋市南消防署（大清水出張所）

豊橋市大清水町字予姫田 51 TEL 0532-26-0119

#### \*豊橋警察署（南稜交番）

豊橋市大清水町字大清水 3-1128 TEL 0532-54-0110

## 2.0 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	こじかこども園危機管理マニュアル
防火管理者	園長 平尾 加依
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置・室内カメラ・防犯カメラ
避難場所	第 1 避難場所：園庭 第 2 避難場所：新植田住宅前公園 第 3 避難場所：ミナクル駐車場（菖蒲園側）

## 2.1 虐待防止のための措置

園児の人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者：園長 平尾 加依

## 2.2 相談・苦情

こじかこども園 相談・苦情対応	<p>＊相談・苦情受付担当者：主幹保育教諭 梅徳 さとみ T E L 0532-25-3165</p>
	<p>＊相談・苦情解決責任者：豊橋市役所こども未来部保育課 保育課長 鈴木 薫 T E L 0532-51-2318</p>
	<p>＊第三者委員：豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表 今井 美代子 T E L 0532-64-6845 豊橋創造大学短期大学部 准教授 加藤 克俊 T E L 0532-54-9548</p>
上記以外の 相談・苦情 受付窓口	<p>＊愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 T E L 052-212-5515 (月～金 8:30～17:15)</p>

## 2.3 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、下記の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

### 【外部提供について】

業務上知り得た園児や保護者に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定に関し、市町村（保育課）へ必要な情報提供を行うこと。
- 小学校への入学、他の特定子ども・子育て支援提供者、教育・保育施設等へ転園する場合など当施設における保育の終了に際して、他の施設・事業所への円滑な移行・接続が図れるよう、必要な連絡調整を行うこと。
- 兄弟姉妹が他の特定子ども・子育て支援施設等に在園する場合において、他の施設・事業所等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

### 【施設内での掲示について】

日々の保育の必要性に応じて、園児の誕生日や写真、名前が記入してあるものなど、施設内に掲示することがあります。

# 同意書

令和 年 月 日

教育・保育の提供の開始について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 豊橋市立こじかこども園  
説明者 職名 園長 平尾 加依

令和 年 月 日

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、本施設（幼保連携型認定こども園）の教育・保育の提供の開始に同意しました。

利用者（保護者） 住 所  
氏 名